



社内研修として活用できる！

管理職・現場向け『職場のパワハラ防止研修』

パワハラの具体例、適切な指導・マネジメントの仕方 — 最新情勢と実例を踏まえた必須の25ポイント

開催日時

2023年8月28日(月) 13:30～16:30

Webセミナー（オンデマンド配信）もございます。
詳細はHPへ

対象：社員研修を担当される人事・労務ご担当をはじめ、管理職および一般社員全般

“パワハラ防止法”の施行により、全ての企業にパワハラ防止措置が義務化されました。企業ごとに対策が進む中で、パワハラ事例の傾向にも変化が見られ、「怒鳴る」「暴言を吐く」などの典型的なケースは減少傾向にあるものの、イライラ・ビビリした雰囲気を醸し出して周囲のメンバーや職場環境に影響を与えたり、所作や話し方で相手に精神的負荷を与えてしまうようなケースが増加しています。また、パワハラという言葉が一人歩きして、管理職が指導をためらってしまうケースも続いています。このような中で、企業は、法律と厚労省ガイドラインに基づいた正しい理解の共有と、最新の傾向に即した社員教育の実施が求められています。本セミナーは、各社の現場向け社内研修に使えるコンテンツとして、ハラスメント問題に詳しい労働法専門（経営側）の弁護士が、最新の実例を踏まえた解説・研修を行います。「管理職」「一般社員」への研修のために、「経営層」「人事・総務」の理解深化のためにぜひご活用ください。（詳しくは裏面をご覧ください）

講師

石崎・山中総合法律事務所
パートナー 弁護士

橋 大樹氏

慶應義塾大学法学部法律学科、一橋大学法科大学院卒業。2008年弁護士登録（第一東京弁護士会）。専門分野は労働法（企業側）。訴訟・労働審判・団体交渉等の紛争対応のほか、長時間労働対策、労基署対応、セクハラ・パワハラ、休職、人事賃金制度の変更など、人事労務に関連する様々な法律相談に対応している。各種講演、セミナーへの登壇実績多数。

[主 著]

「パワハラ防止ガイドブック」（経団連出版）、「労働時間管理の法律実務」「改正労働基準法の基本と実務」（中央経済社）ほか。

主催

みずほリサーチ&テクノロジーズ

TEL ☎0120(737)132

会場

TKP新橋カンファレンスセンター

東京都千代田区内幸町1-3-1 幸ビルディング

(JR・地下鉄銀座線新橋駅下車5分、都営三田線内幸町駅1分)

参加費

★テキスト代を含みます。

★お取消等については、裏面のご参加要領をご覧ください。

MMOne ゴールド会員

26,400円

(うち消費税 2,400円)

MMOne シルバー会員

28,600円

(うち消費税 2,600円)

左記会員以外

31,900円

(うち消費税 2,900円)

お申込みはホームページからどうぞ

セミナー最新情報もご覧いただけます

みずほセミナー

検索

<https://www.mizuhosemi.com>

No.23-10822

「管理職・現場向け『職場のパワハラ防止研修』」参加申込書

(2023. 8. 28)

住所	〒	TEL
会社名	(フリガナ)	FAX
参加者	従業員数 <input type="checkbox"/> 100名未満 <input type="checkbox"/> 100～300名未満 <input type="checkbox"/> 300～1,000名 <input type="checkbox"/> 1,000名以上	
派遣責任者名	ただいま、郵便・FAXでのお申込み受付を中止させていただいております。	
請求書送付先	所属	役職
連絡事項	氏名	

※ご記入いただいた個人情報の利用目的、ご参加要領に関しては裏面をご覧ください。 ※同業の方のご参加はご遠慮ください。

第1章 プロローグ

- 1 社員の健康を守る労働法 — 平成12年最高裁判決
- 2 サステナビリティと労働環境 — コーポレートガバナンス・コード改訂

第2章 なぜ、企業はハラスメントを防止しなければならないか？

- 3 企業は黒字でなければ生き残れない
- 4 パワハラは「組織のために良かれ」と思っている
- 5 上司が萎縮して指導を躊躇してしまう問題

第3章 法律・指針に基づく正しいパワハラ理解【定義】

- 6 パワハラの法律上の定義を知ろう
- 7 優越的な関係：上司一部下が典型だがそれに限られない
- 8 業務上必要かつ相当な範囲を超えて：厳しい指導はパワハラか？
- 9 就業環境が害される：本人がパワハラと感じたらパワハラか？

第4章 パワハラ言動の具体例を知りたい

- 10 厚労省指針に見る該当する例／しない例
- 11 パワハラと指導の境界線はどこにあるか
- 12 指導目的でもパワハラになるか？ — 東京高裁平27.1.28判決
- 13 問題行動に対する注意はパワハラか？ — 東京地裁平20.4.25判決
- 14 他の社員が見ている前で叱ったらパワハラか？
- 15 最新版・やってはいけないNG言動集

第5章 パワハラのケース判断【ケーススタディ】

～各設問への回答と解説

第6章 管理職として適切なマネジメント（本当のパワハラ問題）

- 16 明確なパワハラ言動はないが部下を病ませる上司
- 17 “今”の管理職に求められるコミュニケーションの取り方
- 18 部下を病ませる言い方・態度とはどのようなものか？
- 19 厚労省指針・報告書が指摘するパワハラ「要因」とは？
- 20 部下側の姿勢も大事

第7章 セクハラ・マタハラ・カスハラ・SOGIハラ

- 21 強制わいせつはセクハラではない。セクハラの正しい理解とは？
- 22 「性別役割分担意識に基づく言動」もセクハラである
- 23 マタハラ言動の防止も法律上の義務
- 24 カスタマーハラスメント（顧客からの／顧客へのハラスメント）
- 25 SOGIハラとは何か？

第8章 研修のおわりに

※プログラムの無断転用はお断りいたします。

内容等に関するお問い合わせ先 TEL  0120(737)132

ご参加要領

- ① ホームページから簡単にお申込みができますので、是非ご利用ください。折り返し、電子メールにて参加証と請求書をお送りします。
- ② ご参加費につきましては請求書記載の金額に基づき、セミナーの3営業日前までに下記の口座にお振込みください。なお領収書の発行は省略させていただいております。お振込み手数料はお客様の負担をお願いいたします。
みずほ銀行 東京営業部 普通預金 No.2035802 ミズホリサーチアンドテクノロジーズサブシキガイシャ
- ③ 満員等によりお席をご用意できない場合は電話でご連絡申し上げます。
- ④ お取消の場合は開催日の前営業日17時までにお電話にてご連絡ください。参加費は全額返金いたします（お振込みの際の手数料については、お返しいたしかねます）。なお、開催3営業日前までに参加費のお振込みがなかった場合でも、自動的にお取消とはなりません。前営業日17時までにご連絡が無かった場合はお席をご用意している関係上、参加費全額をご負担いただきますのでご注意ください。
- ⑤ 反社会的勢力と判明した場合には、セミナーへの出席をお断りいたします。
- ⑥ セミナー内容の録音はご遠慮願います。
- ⑦ 駐車場はございませんので、車でのお越しはご遠慮ください。
- ⑧ 車椅子のご利用等、お体が不自由でお席についてご相談のあるお客さまは、事前にご連絡をお願いいたします。
- ⑨ 最少催行人員に達しない場合や諸般の事情により開催を中止させていただく場合がございます。

個人情報の利用目的

- ① 商品やサービス等のお申込の受付のため。
- ② 商品やサービス等のお取引における管理のため。
- ③ 商品やサービス等のご提供に必要なご案内・ご連絡・ご請求等を行うため。
- ④ ダイレクトメールの発送等、当社や提携会社等の商品やサービス等に関する各種ご提案・ご案内のため。
- ⑤ その他お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため。

みずほリサーチ&テクノロジーズ

セミナーのご案内はホームページでもご覧いただけます。 <https://www.mizuhosemi.com>